



発行 新潟県

第 49 号

平成26年6月27日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

47 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則（商業振興課）

告 示

- 1013 軽油引取税免税証の亡失届（税務課）
- 1014 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の指定（福祉保健課）
- 1015 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 1016 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 1017 救急病院等の指定（医務薬事課）
- 1018 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 1019 保安林の指定（治山課）
- 1020 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 1021 基本測量の実施通知（監理課）
- 1022 基本測量の実施通知（監理課）
- 1023 基本測量の実施通知（監理課）
- 1024 基本測量の実施通知（監理課）
- 1025 公共測量の実施通知（監理課）
- 1026 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）
- 1027 道路の区域変更（道路管理課）
- 1028 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（商業振興課）
- 特定施設の届出に対する知事の意見（商業振興課）
- 職業訓練指導員試験の実施（職業能力開発課）
- 海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更（水産課）
- 特定調達契約の落札者等（警察本部会計課）

選挙管理委員会規程

- 4 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）
- 5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 9 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警務課）

規 則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

### 新潟県規則第47号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後								改正前							
附 則								附 則							
1～3 (略)								1～3 (略)							
(貸付けの特例措置)								(貸付けの特例措置)							
4 平成29年3月31日までに新たに貸付けの決定を行う別表第1備考各号に掲げる事業のうち、省エネルギー、新エネルギー（太陽光、風力その他のエネルギーであつて知事が別に定めるものをいう。）、自家発電等に係る設備を導入する事業を行う者に対する貸付けであつて知事が別に定める基準に適合するものの据置期間は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1の据置期間の欄中「3年」とあるのは、「5年」とする。								4 平成26年3月31日までに新たに貸付けの決定を行う別表第1備考各号に掲げる事業のうち、省エネルギー、新エネルギー（太陽光、風力その他のエネルギーであつて知事が別に定めるものをいう。）、自家発電等に係る設備を導入する事業を行う者に対する貸付けであつて知事が別に定める基準に適合するものの据置期間は、第3条第1項の規定にかかわらず、別表第1の据置期間の欄中「3年」とあるのは、「5年」とする。							
5 (略)								5 (略)							
6 附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.75パーセントとする。								6 附則第4項に規定する貸付けに係る利率は、第3条第1項及び第3項の規定にかかわらず、年0.85パーセントとする。							
別表第1（第3条、第10条関係）								別表第1（第3条、第10条関係）							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			0.75パーセント	(略)			1	(略)			0.85パーセント	(略)		
	(略)								(略)						
2	(略)			0.75パーセント	(略)			2	(略)			0.85パーセント	(略)		

		ト	
2	(略)	0.75パーセント	(略)
2		ト	
3	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		
5	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		
7	(略)	0.75パーセント	(略)
8	(略)	0.75パーセント	(略)
9	(略)	0.75パーセント	(略)
10	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		
13	(略)	0.75パーセント	(略)
14	(略)	0.75パーセント	(略)
	(略)		

		ト	
2	(略)	0.85パーセント	(略)
2		ト	
3	(略)	0.85パーセント	(略)
	(略)		
5	(略)	0.85パーセント	(略)
	(略)		
7	(略)	0.85パーセント	(略)
8	(略)	0.85パーセント	(略)
9	(略)	0.85パーセント	(略)
10	(略)	0.85パーセント	(略)
	(略)		
13	(略)	0.85パーセント	(略)
14	(略)	0.85パーセント	(略)
	(略)		

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第11項に規定する特定事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
16	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業(同表備考第5号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。)のうち中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る中心市街地活性化法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
(略)	

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
15	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
16	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業(同表備考第5号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。)のうち中心市街地活性化法第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
(略)	

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第3の改正は、中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第30号)の施行の日又はこの規則の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

告 示

◎新潟県告示第1013号

新潟県県税規則（昭和34年新潟県規則第63号）第108条の規定により、次の軽油引取税免税証は亡失した旨の届出があったので無効とする。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

種 類	番 号	枚数	免税軽油引取に係る販売業者
10リットル	N07263329	1	新潟県長岡市寺泊大町9779 株式会社トカン セルフ 寺泊大町給油所

◎新潟県告示第1014号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定したサービスの種類	指定年月日
株式会社 NEXT CARE SERVICE	南蒲原郡田上町大字坂田135番地	ショートステイ希望の丘	南蒲原郡田上町大字坂田135番地	短期入所生活介護	H26.5.12
株式会社 NEXT CARE SERVICE	南蒲原郡田上町大字坂田135番地	ショートステイ希望の丘	南蒲原郡田上町大字坂田135番地	介護予防短期入所生活介護	H26.5.12
社会福祉法人西山刈羽福祉会	柏崎市西山町長嶺1726番地1	小規模多機能ホームはやまの里	柏崎市西山町大崎1593番地1	小規模多機能型居宅介護	H26.4.1
社会福祉法人西山刈羽福祉会	柏崎市西山町長嶺1726番地1	小規模多機能ホームはやまの里	柏崎市西山町大崎1593番地1	介護予防小規模多機能型居宅介護	H26.4.1
社会福祉法人南魚沼福祉会	南魚沼市六日町712-4	まいこ園第2デイサービスセンター	南魚沼市仙石1番地18	通所介護	H26.5.13
社会福祉法人南魚沼福祉会	南魚沼市六日町712-4	まいこ園第2デイサービスセンター	南魚沼市仙石1番地18	介護予防通所介護	H26.5.13
医療法人おけさ会	佐渡市八幡町332番地	訪問介護ステーションおけさ	佐渡市小木町1973番地	訪問介護	H26.5.1
医療法人おけさ会	佐渡市八幡町332番地	訪問介護ステーションおけさ	佐渡市小木町1973番地	介護予防訪問介護	H26.5.1
医療法人おけさ会	佐渡市八幡町332番地	デイサービスセンターおけさ	佐渡市小木町1973番地	通所介護	H26.5.1

医療法人おけさ会	佐渡市八幡町332番地	デイサービスセンターおけさ	佐渡市小木町1973番地	介護予防通所介護	H26.5.1
医療法人おけさ会	佐渡市八幡町332番地	居宅介護支援おけさ	佐渡市小木町1973番地	居宅介護支援	H26.5.1
株式会社和穩	燕市鴻巣106番地1	デイサービスアップル花はな	胎内市西条614番地1	通所介護	H26.6.10
株式会社和穩	燕市鴻巣106番地1	デイサービスアップル花はな	胎内市西条614番地1	介護予防通所介護	H26.6.10
株式会社和穩	燕市鴻巣106番地1	ショートステイアップル花はな	胎内市西条614番地1	短期入所生活介護	H26.6.10
株式会社和穩	燕市鴻巣106番地1	ショートステイアップル花はな	胎内市西条614番地1	介護予防短期入所生活介護	H26.6.10
株式会社和穩	燕市鴻巣106番地1	居宅介護支援事業所アップル花はな	胎内市西条614番地1	居宅介護支援	H26.6.10
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート柏崎	柏崎市大字横山1959番地1	通所介護	H26.6.6
アースサポート株式会社	東京都渋谷区本町1丁目4番14号	アースサポート柏崎	柏崎市大字横山1959番地1	介護予防通所介護	H26.6.6
有限会社上新ライフサービス	上越市大学前38番地2	めぐみ上越北	上越市大学前288	居宅介護支援	H26.6.6
株式会社クレアメディコ	長岡市緑町1丁目38番283	さわやか苑見附居宅介護支援事業部	見附市柳橋町295-2	居宅介護支援	H26.5.1

## ◎新潟県告示第1015号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業所の名称	事業所の所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
ヘルパーステーション光	燕市井土巻2丁目280番地キャメロット10棟102号	介護すずらん	ヘルパーステーション光	H26.3.3
ヘルパーステーション光	燕市井土巻2丁目280番地キャメロット10棟102号	燕市佐渡5120番地	燕市井土巻2丁目280番地キャメロット10棟102号	H26.3.3
居宅介護支援事業所よしだ	十日町市南鑑坂446番地1	居宅介護支援事業所三好園四ツ宮	居宅介護支援事業所よしだ	H25.4.1

居宅介護支援事業所 よしだ	十日町市南鑑坂446番 地1	十日町市卯320番地9	十日町市南鑑坂446番 地1	H25.4.1
エフビー訪問介護か すが	上越市木田2丁目16 番50号	上越市木田2丁目320番 地	上越市木田2丁目16 番50号	H26.4.22
寄り合い処ふらっと かすが	上越市木田2丁目16 番50号	上越市木田2丁目320番 地	上越市木田2丁目16 番50号	H26.4.22
小規模多機能あつた かほ一む春日	上越市木田2丁目16 番50号	上越市木田2丁目320番 地	上越市木田2丁目16 番50号	H26.4.22
ニチイケアセンター 新発田	新発田市富塚町3丁 目4番27号	アイリスケアセンター新 発田	ニチイケアセンター新 発田	H19.4.1

## ◎新潟県告示第1016号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
有限会社恵愛センター	糸魚川市上刈6丁目8番20号	有限会社恵愛センター	糸魚川市上刈6-8-20	訪問介護	H26.5.31
有限会社恵愛センター	糸魚川市上刈6丁目8番20号	有限会社恵愛センター	糸魚川市上刈6-8-20	介護予防訪問介護	H26.5.31
株式会社加治川の里	新発田市向中条2843番地1	まちなかデイサービス	新発田市大栄町7丁目1番7号	通所介護	H26.5.31
株式会社加治川の里	新発田市向中条2843番地1	まちなかデイサービス	新発田市大栄町7丁目1番7号	介護予防通所介護	H26.5.31
株式会社加治川の里	新発田市向中条2843番地1	居宅介護支援センターまちなか	新発田市大栄町7丁目1番7号	居宅介護支援	H26.5.31

## ◎新潟県告示第1017号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 名称 北日本脳神経外科病院
- 所在地 五泉市太田440番地1
- 有効期間 平成26年7月9日から  
平成29年7月8日まで

## ◎新潟県告示第1018号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
南魚沼市	47者	大字浦佐175番地1ほか414筆 35.8ha

2 認可年月日

平成26年6月27日

◎新潟県告示第1019号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 保安林の所在場所

新潟県村上市羽下ヶ淵字東野 136の1、195の1、235の1、236の1、237の1、238の1、240の2、241の2、242の1、244の1、245の2、246の2、247の4、369の1、381の1、381の4、字家ノ前 380の1

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第1020号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
早川右岸	農業用道路整備（一般農道整備）事業	糸魚川市	平成26年3月28日

◎新潟県告示第1021号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 作業種類 基本測量（国土調査に伴う基準点測量）

2 作業期間 平成26年7月1日から平成27年2月28日まで

3 作業地域 長岡市、新発田市、東蒲原郡阿賀町、刈羽郡刈羽村

◎新潟県告示第1022号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦



- 1 作業種類 基本測量（河川事業に伴う水準測量）
- 2 作業期間 平成26年7月1日から平成27年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市、上越市、阿賀野市

---

**◎新潟県告示第1023号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（防災対策地域水準測量）
- 2 作業期間 平成26年7月1日から平成27年2月28日まで
- 3 作業地域 長岡市、柏崎市、刈羽郡刈羽村

---

**◎新潟県告示第1024号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 作業期間 平成26年7月1日から平成27年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟市、村上市、佐渡市、胎内市

---

**◎新潟県告示第1025号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（2級、3級、4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年6月10日から平成27年1月15日まで
- 3 作業地域 南魚沼市清水地区

---

**◎新潟県告示第1026号**

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月27日

新潟県糸魚川地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名  
県道 青海水崎線
  - 2 道路の位置  
糸魚川市大字須澤字中脇 1413番1から同市大字頭山字川端 442番1まで
  - 3 他の工作物の管理者の名称及び所在  
名称 河川管理者 北陸地方整備局長  
所在 新潟市中央区美咲町1丁目1番1号
  - 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容  
道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持又は修繕（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内及び法尻の一部を除く。）
  - 5 管理の期間  
平成23年11月30日から当該施設の存続する日まで
-

◎新潟県告示第1027号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 青海水崎線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字須沢字中脇 1413 番 1 から	新	10.6～32.5メートル	991.6メートル
同市大字頭山字川端442番1まで			
	旧	10.6～31.4メートル	992.5メートル

◎新潟県告示第1028号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 青海水崎線
- 2 供用開始の区間  
糸魚川市大字須沢字中脇1413番1から同市大字頭山字川端442番1まで
- 3 供用開始の期日 平成26年6月27日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者  
 名 称 クスリのアオキつばめ白山町店  
 所在地 燕市白山町3丁目2745番地  
 設置者 株式会社クスリのアオキ
- 2 変更した事項  
 大規模小売店舗の名称  
 （変更前）（仮称）クスリのアオキ燕白山店  
 （変更後）クスリのアオキつばめ白山町店
- 3 変更年月日  
 平成26年6月16日
- 4 変更の理由  
 店舗の名称が正式に決まったため。

- 5 届出年月日  
平成26年6月17日
- 6 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、燕市商工観光部商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間  
平成26年6月27日から平成26年10月27日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
商業振興課 商業振興係  
電 話 025-280-5237  
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp

---

#### 特定施設の届出に対する知事の意見について(公告)

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例(平成19年新潟県条例第86条。以下「条例」という。)第14条第1項の規定による知事の意見を次のとおり公表する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 特定施設の名称、新設に係る土地の所在地及び設置者  
名称 イオン新潟青山ショッピングセンター  
所在地 新潟市西区青山二丁目172外64筆  
設置者 イオンリテール株式会社
- 2 意見の概要  
県の意見を有しない。
- 3 縦覧場所  
新潟県産業労働観光部商業振興課  
(なお、新潟市経済部商業振興課、長岡市商工部商業振興課、三条市経済部商工課、新発田市産業企画課、加茂市商工観光課、燕市商工観光部商工振興課、五泉市商工観光課、阿賀野市産業建設部商工観光課、聖籠町産業観光課、弥彦村産業振興課及び田上町産業振興課でも閲覧可能)
- 4 縦覧期間  
平成26年6月27日から平成26年7月27日まで

---

#### 職業訓練指導員試験の実施について(公告)

職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 試験を実施する職種及び試験科目
  - (1) 職種  
職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11に掲げる免許職種  
(実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科の全部が免除される者に限る。)
  - (2) 試験科目  
学科試験のうち指導方法
- 2 受験資格
  - (1) 職業訓練指導員試験を受けることができる者は、次の者とする。
    - ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者
    - イ 職業能力開発促進法施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者※ 詳しくは受験案内に掲載しますのでご確認ください。
  - (2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。
    - ア 成年被後見人又は被保佐人
    - イ 禁錮以上の刑に処せられた者
    - ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

3 試験日時

学科試験 平成26年9月11日(木) 午前10時から

4 試験場所

県立新潟テクノスクール(新潟市中央区鏡西1-11-2)

5 受験手続

(1) 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、写真票、受験票、受験資格及び免除資格を証する書類(技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し、卒業証明書、履歴証明書、実務経験証明書等)、写真2枚(45mm×35mmの大きさで申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像)、52円切手1枚及び受験手数料

(2) 受験手数料

学科試験3,100円(新潟県収入証紙を受験申込書に貼付すること。)

ただし、学科試験の全部の免除を受けることができる者にあつては不要。なお、受験申込書を受理した後は、手数料の返還は行わない。

(3) 申込書類の提出先

郵便番号950-8570(新潟県庁専用郵便番号)

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働観光部職業能力開発課指導係

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書在中」と朱書きし、必ず書留郵便とすること。

(4) 申込書類の受付期間

平成26年7月28日(月)から平成26年8月8日(金)まで

なお、郵送の場合は8月8日の消印があるものまで有効とする。

6 受験票の交付

受験申込書を受理したときは、試験日の一週間前までに受験票を送付する。

7 合格発表

平成26年10月3日(金)に受験者全員に合否の結果を通知するほか、合格者の受験番号を新潟県ホームページに掲載する。

8 受験申込書の配布

(1) 配布場所

機 関 名	連 絡 先
新潟県産業労働観光部職業能力開発課	〒950-8570 新潟市中央区新光町4-1 TEL 025-280-5262(直通)
県立新潟テクノスクール	〒950-0915 新潟市中央区鏡西1-11-2 TEL 025-247-7361
県立上越テクノスクール	〒943-0171 上越市大字藤野新田333-2 TEL 025-545-2190
県立三条テクノスクール	〒955-0024 三条市柳沢353-2 TEL 0256-38-8520
県立魚沼テクノスクール	〒949-7413 魚沼市堀之内3335-1 TEL 025-794-2410
新潟職業能力開発短期大学校	〒957-0017 新発田市新富町1-7-21 TEL 0254-22-1781
新潟職業能力開発促進センター	〒940-0044 長岡市住吉3-1-1 TEL 0258-33-2420

(2) 郵送による配布

140円切手を貼付し、あて先を明記した返信用封筒(角形2号)を同封のうえ、上記職業能力開発課あて請

求すること。なお、送付する封筒に「指導員試験受験申込書請求」と朱書きすること。

9 その他

試験について不明な点は、前記職業能力開発課に問い合わせること。

---

**海洋生物資源の保存及び管理に関する県計画の変更について（公告）**

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定により新潟県海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部を次のとおり変更し、平成26年7月1日から適用する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

海面漁業の生産量及び生産額に関する数値を最新のものに更新した。

2 第1種特定海洋生物資源ごとの平成26年の漁獲可能量について本県に定められた数量に関する事項  
まさば及びごまさばの知事管理量を若干に、ずわいがにの知事管理量を365トンに変更した。

3 第1種特定海洋生物資源の知事管理量について、海洋生物資源の採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

平成26年のずわいがにの採捕の種類別の数量を次のとおりとした。

ずわいがにかご漁業	21トン
小型機船底びき網漁業	175トン
刺し網漁業	155トン
その他のかご漁業等	14トン

---

**特定調達契約の落札者等について（公告）**

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成26年6月27日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 調達件名及び数量

運転免許センター庁舎清掃業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県警察本部警務部会計課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成26年6月6日

6 落札者の氏名及び住所

株式会社YARUSHIKA  
新潟県新潟市中央区下所島2丁目8番14号

7 落札価格

15,979,680円

8 入札公告日

平成26年4月25日

9 落札方式

最低価格

新潟県選挙管理委員会規程第4号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
<b>別表第2（老人ホーム）</b>			<b>別表第2（老人ホーム）</b>		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市西蒲区	(略) ケアハウス 白寿荘 西 特別養護老人ホーム <u>ゆきわりの里</u>	(略) 新潟市西蒲区巻 甲4363 <u>新潟市西蒲区橋 本1003-1</u>	新潟市西蒲区	(略) ケアハウス 白寿荘 西	(略) 新潟市西蒲区巻 甲4363
(略)			(略)		
妙高市	(略) 特別養護老人ホーム ブナの里 特別養護老人ホーム <u>あいれふ妙高</u>	(略) 妙高市大字西田 屋新田247 <u>妙高市大字除戸 243番地</u>	妙高市	(略) 特別養護老人ホーム ブナの里	(略) 妙高市大字西田 屋新田247
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成26年6月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 特別養護老人ホーム こぶし園 (略)	(略) <u>長岡市喜多町字 鑑潟501番1</u> (略)	長岡市	(略) 特別養護老人ホーム こぶし園 (略)	(略) <u>長岡市深沢町22 78-8</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第9号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年6月27日

新潟県公安委員会

委員長 小林 彰

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後			改正前		
<b>別表第1</b> （第39条関係）			<b>別表第1</b> （第39条関係）		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
交通規制課	(略)	(略)	交通規制課	(略)	(略)
			警備第二課	植樹祭警衛対策室	第36条に掲げる事務のうち全国植樹祭の警衛対策に関する事務
(略)			(略)		
<b>別表第3</b> （第48条関係）			<b>別表第3</b> （第48条関係）		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務	警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務（災害対策管理官及び植樹祭警衛対策室長の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務
	警備対策管理官			警備対策管理官	
				植樹祭警衛対策室長	植樹祭警衛対策室に関する事務
(略)			(略)		

附則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。